

議案第 7 1 号

日出町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について

日出町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 3 年 1 1 月 3 0 日 提 出

日出町長 本 田 博 文

日出町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

日出町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成 2 7 年日出町条例第 3 0 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 の 4 の項を削る。

別表第 2 の 1 の項中欄中「児童福祉法」の次に「(昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号)」を加え、同項右欄中第 2 号を削り、同欄第 1 号中「知的障害者福祉法」の次に「(昭和 3 5 年法律第 3 7 号)」を加え、同号を同欄第 2 号とし、同号の前に次の 1 号を加える。

(1) 児童福祉法による児童及びその家庭についての調査及び判定に関する情報（以下「知的障害児関係情報」という。）であって規則で定めるもの
別表第2の4の項右欄中第3号を削り、第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

(1) 知的障害児関係情報であって規則で定めるもの
別表第2の5の項右欄中第3号を削り、第2号を第4号とし、第1号を第3号とし、同号の前に次の2号を加える。

(1) 知的障害児関係情報であって規則で定めるもの
(2) 障害者関係情報であって規則で定めるもの
別表第2の6の項右欄中第2号を削り、第1号を第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

(1) 障害者関係情報であって規則で定めるもの
別表第2の7の項右欄を次のように改める。

- (1) 知的障害児関係情報であって
規則で定めるもの
(2) 障害者関係情報であって規則
で定めるもの

別表第2の9の項右欄中第2号を削り、第1号を第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

(1) 知的障害児関係情報であって規則で定めるもの
別表第2の10の項右欄中第2号を削り、第1号を第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

(1) 知的障害児関係情報であって規則で定めるもの
別表第2の13の項右欄中第3号を削り、第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

(1) 知的障害児関係情報であって規則で定めるもの
別表第2の14の項右欄中第8号を削り、第7号を第8号とし、第1号から第6号までを1号ずつ繰り下げ、同欄に第1号として次の1号を加える。

(1) 知的障害児関係情報であって規則で定めるもの

別表第2の15の項右欄中第2号を削り、第1号を第3号とし、同号の前に次の2号を加える。

(1) 知的障害児関係情報であって規則で定めるもの

(2) 障害者関係情報であって規則で定めるもの

別表第2の16の項右欄中第7号を削り、第6号を第7号とし、第2号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 知的障害児関係情報であって規則で定めるもの

別表第2の19の項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令の改正に伴い、条例を整備したいので提出する。